

改正

平成18年8月22日規則第66号

平成19年3月27日規則第22号

平成26年2月7日規則第4号

令和元年9月3日規則第14号

下呂市防災行政無線戸別受信機の設置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、防災行政無線戸別受信機（以下「受信機」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(無償貸与の対象及び貸与数量)

第2条 受信機の無償貸与を受けることができる者の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する世帯
- (2) 市内に住所を有する事業所
- (3) 前各号のほか、市長が特に必要と認めたもの

2 貸与数量は、各貸与対象ごとに1台とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。

(無償貸与承認申請等)

第3条 受信機の無償貸与を受けようとする者は、下呂市防災行政無線戸別受信機無償貸与承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、下呂市防災行政無線戸別受信機無償貸与許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(有償設置)

第4条 受信機を有償で設置しようとする者は、下呂市防災行政無線戸別受信機有償貸与申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、下呂市防災行政無線戸別受信機有償貸与許可書（様式第4号）を交付するものとする。

3 受信機1台当たりの個人負担額は20,950円とし、受信機設置後に市が発行する納入通知書にお

いて納付するものとする。

(受信機の返還届)

第5条 受信機の利用者が市外に住所を移転するとき、又は受信機が不用となったときは、下呂市防災行政無線戸別受信機返還届（様式第5号）に受信機を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

第5条の2 前条の規定により、受信機を返還した場合においても、個人負担額は返納しない。

(損害賠償)

第6条 利用者は、貸与された受信機を利用者の責に帰すべき事由により亡失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(管理及び運用)

第7条 市長は、受信機の管理及び運用について、利用者を指揮、監督する。

2 市長は、指導、監督を一元的に行うため、受信機管理台帳を作成し、保管するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行し、金山町防災行政無線戸別受信機の貸与に関する規則（平成5年5月10日制定）を廃止とする。

附 則（平成18年8月22日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月27日規則第22号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月7日規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の下呂市防災行政無線戸別受信機の設置に関する規則第4条第3項の規定は、施行日以降の設置に係る負担額について適用し、同日前の設置に係る負担額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月3日規則第14号抄）

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(結果措置)

2 この条例（第1条、第2条、第4条及び第8条を除く。）の規定による改正後の使用料等の規定は、施行日以降の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に対する使用料等については、なお従前の例による。